| | |
|---|---|
| 2　公共職業安定所長は、前項の規定により提出を受けた受給資格者証に必要な改訂をした上、返付（前項の規定により個人番号カードの提示を受けた場合にあつては、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付）しなければならない。 | 2　公共職業安定所長は、前項の規定により提出を受けた受給資格者証に必要な改訂をしたうえ、返付しなければならない。 |

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （法第三条第一項に規定する給付日数の延長の通知） | （法第三条第一項に規定する給付日数の延長の通知） |
| **第二条**　管轄公共職業安定所（雇用保険法施行規則第一条第五項第一号に規定する管轄公共職業安定所をいう。）の長は、法第三条第一項の規定により、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証（同令第十七条の二第一項第一号に規定する受給資格者証をいう。）（当該受給資格者が受給資格通知（同令第十九条第三項に規定する受給資格通知をいう。以下この条において同じ。）の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知）に記載するものとする。 | **第二条**　管轄公共職業安定所（雇用保険法施行規則第一条第五項第一号に規定する管轄公共職業安定所をいう。）の長は、法第三条第一項の規定により、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証（雇用保険法施行規則第十七条の二第一項第一号に規定する受給資格者証をいう。）に記載するものとする。 |

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第四条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の雇用保険法施行規則第百一条の十九第一項中「、住所又は居所」及び「（直近に交付された被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）」を削り、同欄の第百一条の三十一第四号中「その労働契約」の下に「（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）」を加え、同欄の第百四十四の二第一項中「、第五十条第一項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を、「、第七十条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

**附　則**

この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。